

臨港道路回数通行券の有効期間及び払戻しの手続に関する規則をここに公布する。

平成二十二年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十七号

臨港道路回数通行券の有効期間及び払戻しの手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成二十二年広島県条例第十六号。以下「一部改正条例」という。)(附則第二項及び第三項の規定に基づき、一部改正条例附則第二項に規定する臨港道路の回数通行券(以下「回数通行券」という。)(の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(回数通行券の有効期間)

第二条 一部改正条例附則第二項に規定する規則で定める期間は、この規則の施行の日から三年を下らない範囲内において知事が別に定める日までの間とする。

(払戻しの申出方法)

第三条 一部改正条例附則第三項の規定による払戻しの申出をしようとする者は、別記様式による申出書に当該申出に係る未使用の回数通行券を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申出は、一部改正条例附則第一項に規定する規則で定める日から起算して一月を経過した日から行うことができる。

(払戻額の算定方法)

第四条 前条の申出に対して払戻しを行う金額は、回数通行券の種類ごとに、次の各号に掲げる額を合計して算出した額の合計額とする。

- 一 前条の申出に係る当該回数通行券の総枚数を当該回数通行券一冊当たりの枚数(次号において「一冊分枚数」という。)(で除して得た数(その数に一未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数。次号において「相当冊数」という。)(に、当該回数通行券一冊当たりの金額(次号において「一冊分金額」という。)(を乗じて得た額
- 二 一冊分金額を一冊分枚数で除して得た額(その額に小数点以下二位未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)(に、イに掲げる数からロに掲げる数を減じて得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)
- イ 前条の申出に係る当該回数通行券の総枚数
- ロ 一冊分枚数に相当冊数を乗じて得た数

(施行規定)

第五条 この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記)  
様式(第3条関係)

臨港道路回数通行券払戻申出書

年 月 日

広島県知事様

申出人 郵便番号  
住 所  
氏 名  
連 絡 先 (電話番号)

印

次のとおり払戻しを受けたいので、未使用の回数通行券を添えて申し出ます。

1 申出内容

回数通行券の種類	1冊の枚数 a	1冊の金額 b	1枚の金額 (b/a) c	申出枚数 (未使用)			申出金額 (b×d)+(c×e) 円	
				総枚数 d	相当冊数 e	残枚数		
普通車用 100円券	11枚	1,010円	91.81円	枚	冊	枚	円	
	60枚	5,090円	84.83円	枚	冊	枚	円	
	100枚	8,150円	81.5円	枚	冊	枚	円	
大型車用 150円券	11枚	1,520円	138.18円	枚	冊	枚	円	
	60枚	7,640円	127.33円	枚	冊	枚	円	
	100枚	12,230円	122.3円	枚	冊	枚	円	
特大車用 200円券	11枚	2,030円	184.54円	枚	冊	枚	円	
	60枚	10,190円	169.83円	枚	冊	枚	円	
	100枚	16,310円	163.1円	枚	冊	枚	円	
路線バス用 普通車	100円券	300枚	21,400円	71.33円	枚	冊	枚	円
路線バス用 大型車	150円券	300枚	32,110円	107.03円	枚	冊	枚	円
合 計							円	

申出内容の記入上の注意

- 「1冊の枚数」欄の区分ごとに算定した額を「申出金額」欄に記入すること。
- 申出に係る未使用の総枚数を「総枚数」欄に記入し、「1冊の枚数」の倍数となる枚数分について、当該倍数を「相当冊数」欄に記入すること。
- 「総枚数」から「1冊の枚数」に「相当冊数」欄に記入した倍数を乗じて得た枚数を減じて得た数を「残枚数」欄に記入すること。
- 「申出金額」欄の1円未満の端数は、切り捨てること。

2 払戻方法(希望する番号にそれぞれ をしてください。)

(1) 現金 (申出金額の合計額が8,150円以下のものに限る。)

(2) 口座振替払

(払戻先) 金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_  
 預金種目 1 普通・2 当座  
 口座番号 \_\_\_\_\_  
 口座名義人 \_\_\_\_\_

- 注 1 申出に係る未使用の回数通行券を添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。